

資金繰りに困っている小規模事業者のみなさま

小規模事業者経営改善資金融資制度 (マル経融資)

①小規模事業者の**資金繰りを支援**します。

- ・日本政策金融公庫が運転資金や設備資金を融資します。
- ・従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方(小規模事業者)が利用できます。
- ・平成26年1月7日から、サービス業のうち、宿泊業、娯楽業(映画館等)の従業員要件が緩和され、従業員20人までの事業者が新たに融資対象になりました。

②**2,000万円**までの融資が受けられます。

- ・ただし、1,500万円超の融資を受ける場合には、融資前に事業計画を作成し、融資後に融資残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。

③**無担保・無保証人・低利**で融資が受けられます。

- ・金利は1.35%(平成27年1月現在)です。
- ・貸付期間は、運転資金7年以内、設備資金10年以内です。

④**商工会・商工会議所の経営指導を受けていることが要件**です

貸付対象者:小規模事業者であり、以下の要件を全て満たす方

- ・商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を6ヶ月以上受けていること。
(商工会・商工会議所の会員である必要はありません)
- ・所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を完納していること。
(納税すべき税額がゼロの事業者も本制度を利用できます)
- ・同一の商工会・商工会議所の地区内で1年以上事業を行っていること。
- ・借り入れ後半年以内に経営指導員の実地訪問等を1回受けること。

利用者の声!

石川 明敏 さん



当社は学校関係が売上げの9割を占めるということもあり、次の年に向けての営業活動や商品の仕入れにあてる期間に資金繰り需要が集中しますが、資金調達の手段として、自分でいくつかの民間や公的な融資を検討した結果、もっとも使いやすいのがマル経融資でした。マル経融資は、無担保・無保証人で融資が受けられストレスなく事業に集中できます。また、上限が引き上げられたことで、会社全体の金利負担が少なくなり大変ありがたいです。
(イシカワ衣料株式会社 代表取締役)

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者のみなさま

小規模事業者経営発達支援融資制度

①事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援します。

- ・経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から、売上の増加や収益の改善、持続的な経営のためのビジネスプラン策定の助言とフォローアップを受ける等、一定の要件を満たした小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が、事業の持続的発展のための取組に必要な設備資金及びそれに付随する運転資金を低利で融資します。

②7,200万円までの融資が受けられます。

- ・金利は特別利率1(日本政策金融公庫の基準金利(平成27年1月現在:1.65%) - 0.4%)です。雇用の拡大を図る者については、上記から更に-0.1%となります。
- ・貸付期間は、設備資金20年以内(据置2年)、それに伴う運転資金8年以内(据置2年)です。

③経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所の経営指導を受けていることが要件です

貸付対象者:小規模事業者であり、以下の要件を全て満たす方

- ・経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による指導及び助言を受けていること。(商工会・商工会議所の会員である必要はありません)
- ・認定を受けた経営発達支援計画に沿って、事業計画の策定を行うこと。
- ・一定の雇用効果(新たな雇用または雇用の維持)が認められること。
- ・小規模企業経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修に参加するなど人材の確保・育成に努めていること。

📞 お問い合わせ先



平成27年度予算案

本事業内容のポイント
を動画でご紹介します。

制度を利用したい方は、**最寄りの商工会・商工会議所又は日本政策金融公庫の支店**にお問合せください。

日本商工会議所 TEL:03-3283-7710

全国商工会連合会 TEL:03-6268-0085

日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505